

# くつきいず保育園 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

## 1 施設運営主体

名 称	一般社団法人くつきいず保育協会
所 在 地	川越市小仙波町2-21-1
電 話 番 号	049-226-3796
代 表 者 氏 名	設置者 代表理事 齊藤弥生

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	事業所内保育施設 (小規模型)					
施 設 の 名 称	くつきいず保育園					
施 設 の 所 在 地	川越市元町2-6-1					
連 絡 先	電話番号 049-215-4507 F A X 049-226-3796					
管 理 者	施設長 齊藤健太					
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする0歳児から2歳児					
利 用 定 員 ( )内は従業員枠	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人 (1人)	8人 (1人)	8人 (1人)	0人	0人	0人
認 可 年 月 日	2018年 11月 1日					
事 業 所 番 号	8030005019001					

## 3 当園の目的・運営方針

くつきいず保育園 (以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

### ◎ 保育理念

子どもたちは私たち人類にとってこの上ない宝です。その子どもたちの持っている可能性を音楽の力を借りながら十分に引き出します。0歳から3歳までの、人生にとって最も大切な時期を長年の経験と研究に基づいて保育します。

◎ 保育方針

音楽に包まれながら生活します。「自分でできる」喜びを知ってもらうために職員はそれを手助けします。個々人の発達に添った教育をします。どんなに小さい人に対しても誠意をもって話します。毎日のスケジュールを子どもたちと一緒に確認します。そうすることで、落ち着いて行動することができます。くっきいず音楽院の教師の演奏を聴いたり、一緒に音楽したりします。英語教育を含めた言語教育にも力を入れ、コミュニケーション能力の向上を目指します。

子どもたちの成長を自然な環境の中で見守ります。危険を回避することや工夫をすることも学んでもらいたいと思っています。

◎ 子ども像（保育目標）

人生の様々なステージでみずから考え、選択し、行動し、生涯を通じて自分を向上させるための努力をし、幸せな人生を送ることのできる人。

4 当園における事業・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	517.48 m <sup>2</sup>
	園庭	代替地として 濯紫公園
園舎	構造	木造
	延べ面積	161.42 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

乳児室（12.73 m<sup>2</sup>）、ほふく室（51.45 m<sup>2</sup>）、保育室（19.80 m<sup>2</sup>）、各1室及び調理設備

5 職員の勤務体制

職種	職務内容	常勤	非常勤
施設長	保育の質の向上、職員の管理	1人	
主任保育士	園長を補佐する。相談受付	1人	
副主任保育士	園長・主任保育士を補佐、主任を代理	1人	
保育士	保育計画・保育課程立案、保育	0人	2人
看護師	子どもの健康管理、衛生管理	0人	1人
子ども子育て支援員	保育補助	1人	2人
経理職員	経理		1人
嘱託医	心身の健康管理、定期健診、相談、指導		1人
嘱託歯科医	定期歯科検診、相談、指導		1人
管理栄養士	子どもの発達段階に応じた献立作成や食育		1人
栄養士	同上		1人
調理師	献立に基づく調理業務、食育		1人

総務	保育士がこれまでやってきた事務仕事、広報活動、苦情対応などのほか、より保育を充実させるための補助。保護者の負担を少しでも軽くするための業務。		3人
----	--	--	----

当園では、川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号）に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
保育士	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（9：00～15：00）

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は休園となります。

又、保育を必要とする子どもが0人の場合は、休園とします。

※土曜日の利用にあたっては離乳食が完了期まで進んでいることとします。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

※延長保育の利用にあたっては満1歳～を目安に生活状況や成長をみて判断します  
※土曜日は延長保育の提供はありません。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 一日の日程

7時30分	順次登園 各自お仕事
9時00分	朝の会 ・出欠確認 ・今日のスケジュール確認など
9時30分	おやつ準備
9時45分	おやつ お片付け
10時05分	レッスン又は戸外活動（お散歩）
12時	みんなでランチ お片付け
13時	お昼寝準備 お昼寝（時間は子どもの生活リズムに合わせます）
15時	おやつ お片付け ご本
15時30分	おそうじ
16時00分	帰りの会
16時30分	設定保育 順次降園

### (2) 食事の提供

#### 0. 1. 2歳児

献立表は毎月別途お知らせします。

食物アレルギー等がある場合には、医師の診断書を提出していただきます。除去食については、ご相談ください。

新しく食べられるものが増えたらお便り帳に書いてお知らせください。

また、食事などでトラブルがあった場合も、連絡帳に書いてお知らせください。

#### その他

どの子も食べる喜び、食べる力をもてるような食事にします。人間は食べたものでできていることを知ります。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いください。

現金の場合は、支払い期間、時間帯を指定させていただきます。振替をご希望の方は別途振替料一回につき150円がかかります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、現金の場合は支払い期日、時間帯を指定させていただきます。

口座振替の場合は、振替手数料150円が必要です。保育料を振替でお支払いの場合は、合算でご請求致しますので振替手数料は保育料の分の150円で足りません。

10 利用の開始に関する事項

川越市子ども未来部保育課の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

12 虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

私たちにとって子どもたちがどれだけ大切な存在であり、その尊厳を守ることが私たちの使命であることを常に確認する。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、川越市・児童相談所等適切な機関に通告する。

13 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医 師 名	関口 美果
所 在 地	川越市松江町1-1-14
電 話 番 号	049-223-1523

(2) 歯科

医療機関の名称	三井病院
医院長名	秦 怜志 歯科医師 戸原 響子
所在地	川越市連雀町19-3
電話番号	049-222-5321

14 緊急時の対応

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

かかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先 ①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先 ②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談 窓口	・受付担当者 中村 優花（ソーシャルワーカー） ・ご利用時間 8：30～16：30 ・電話番号 049-215-4507 F A X 049-215-4507
解決責任者	齊藤弥生 一般社団法人くつきいず保育協会代表理事
第三者委員	吉田 博 電話番号 049-224-9510
	古賀紀代子 電話番号 049-231-5080

## 16 非常災害時の対策

防火管理者名	大木 修平
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 <input checked="" type="radio"/>有 <input type="radio"/>無</li> <li>・誘導灯 <input checked="" type="radio"/>有 <input type="radio"/>無</li> <li>・ガス漏れ報知機 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</li> <li>・非常警報装置 <input checked="" type="radio"/>有 <input type="radio"/>無</li> <li>・非常用電源 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</li> <li>・スプリンクラー <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 <input checked="" type="radio"/>有 <input type="radio"/>無</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 17 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償保険
保険の内容	保育園の業務遂行に起因し、あるいは給食に提供した飲食物に起因する偶然の事故により、園児又は他人の身体に障害を与え、保育園が法律上の賠償責任を負担した場合に補償される保険
保険金額	1名につき5,000万円 1事故につき5億円

## 18 当園におけるその他の留意事項

登園 507	<p>登園は午前8時30分までをお願いします。</p> <p>また保護者または事前に登録した方が園児をお連れください。必ず職員に声をかけ、ICTで当園の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の時点で熱が37.5度以上ある場合は、お預かりできません。</li> <li>・病状等の急変も考えられる為、解熱後24時間以内はお預かりできません。</li> <li>・予防接種した日は登園をご遠慮ください。</li> <li>・登園後、37.5度以上又は具合が悪いなどと判断した場合（嘔吐・下痢が頻回）は、保護者の方にご連絡させていただきます。</li> </ul>
欠席・遅刻	欠席・遅刻のご連絡は8時30分までをお願い致します。
施錠	入口ドアは防犯のため施錠しております。 インターホンをご利用ください。
降園	予めご登録いただいた方にお迎えをお願い致します。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。

宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
事業所内保育施設	当園は、事業所内保育施設ですので、職員の子どもたちも一緒に保育しております。職員が行事等で保護者として参加する場合がございます。どうぞご理解のほどお願い申し上げます。
駐車場	送迎の際は恐れ入りますが、ルールに従って近隣の方々にご迷惑がかからぬよう、また渋滞、事故がおきないようにご留意頂きたいと存じます。 ※別紙の駐車場利用についての案内をご確認ください

## 19 連携施設

ひまわり東幼稚園 川越市郭町2-18-7 卒業後の受け皿としての支援

ひばり幼稚園 川越市寺山466 卒業後の受け皿としての支援

くつきいずアカデミア MOU 川越市元町2-6-1B 卒業後の受け皿としての支援



別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額（税抜き）
物品購入費・ レンタル料	避難用リュック	1個 1,000円
	おむつ処理費用	1か月 400円
	布団レンタル	1か月 600円
	教材費	年間 1,000円
行事参加費	遠足代	実費
	発表会	1回 1,000円
	運動会	実費（100円程度）
利用料の引き落とし手数料	引き落とし手数料	150円

実費としている項目については、徴収の都度金額の詳細を通知します。

2 延長保育に係る利用者負担

認定区分	延長保育利用時間	金額
保育標準時間認定	18:30～19:00	300円／30分
	登録月額	2,000円／月
保育短時間認定	7:30～8:30	300円／30分
	16:30～19:00	300円／30分
	登録月額（朝又は夕それぞれ）	3,000円／月

※上記は前日までに口頭もしくは連絡帳等で職員にお知らせ頂いた場合の金額です

3 緊急時の延長料金

緊急（30分）500円（月4回または月6回以上利用した場合は登録月額となります）  
当日朝以降の申請は緊急扱いとなります。

※ 上記の費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

## 同意欄

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：くつきいず保育園

説明者職名：園長または代表理事 氏名 園長 齊藤 健太  
代表理事 齊藤 弥生

私は、本書面に基づいてくつきいず保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：